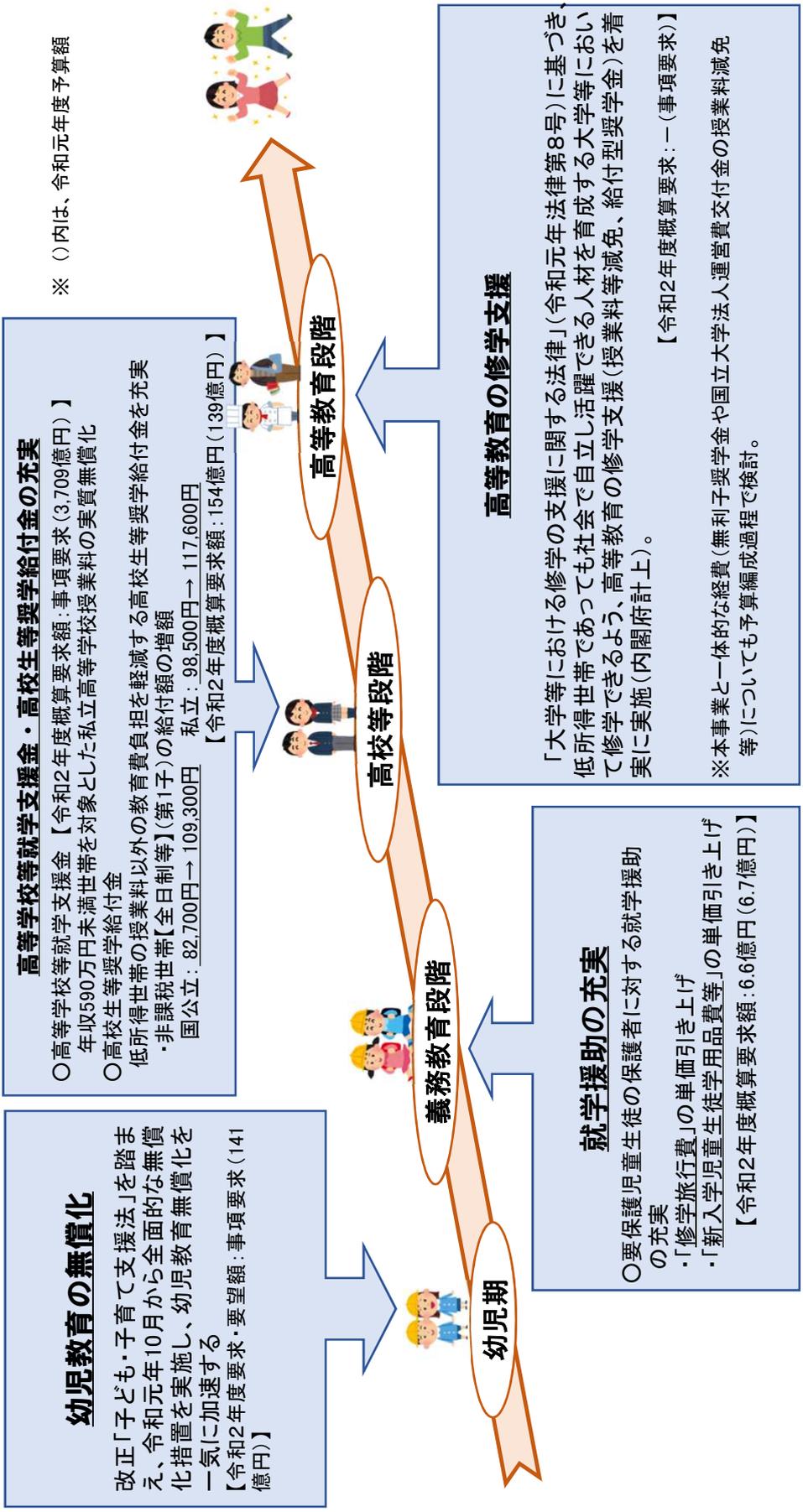


文部科学省説明資料

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



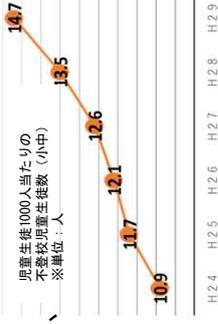
希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数とも増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

- **いじめ・不登校対策のための重点配置：500校**
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
※教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）

- **虐待対策のための重点配置：1,000校**
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- **スーパーバイザーの配置：67人**

補助制度

求められる能力・資格

予算措置済み

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

新規・拡充事項

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市

- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策のための重点配置：500校**
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
➢ **教育支援センターの機能強化：250箇所**

- **虐待対策のための重点配置：1,000校**
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- **スーパーバイザーの配置：67人（←47人）**

地域と学校の連携・協働体制構築事業 (旧 地域学校協働活動推進事業)

令和2年度要求額 8,300百万円
(前年度予算額 5,924百万円)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

文部科学省

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 」と「地域学校協働活動」の一体的な推進**が必要。

目標

2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) との一体的な推進を図る。

事業内容

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 」と「地域学校協働活動」を一体的に推進**するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。

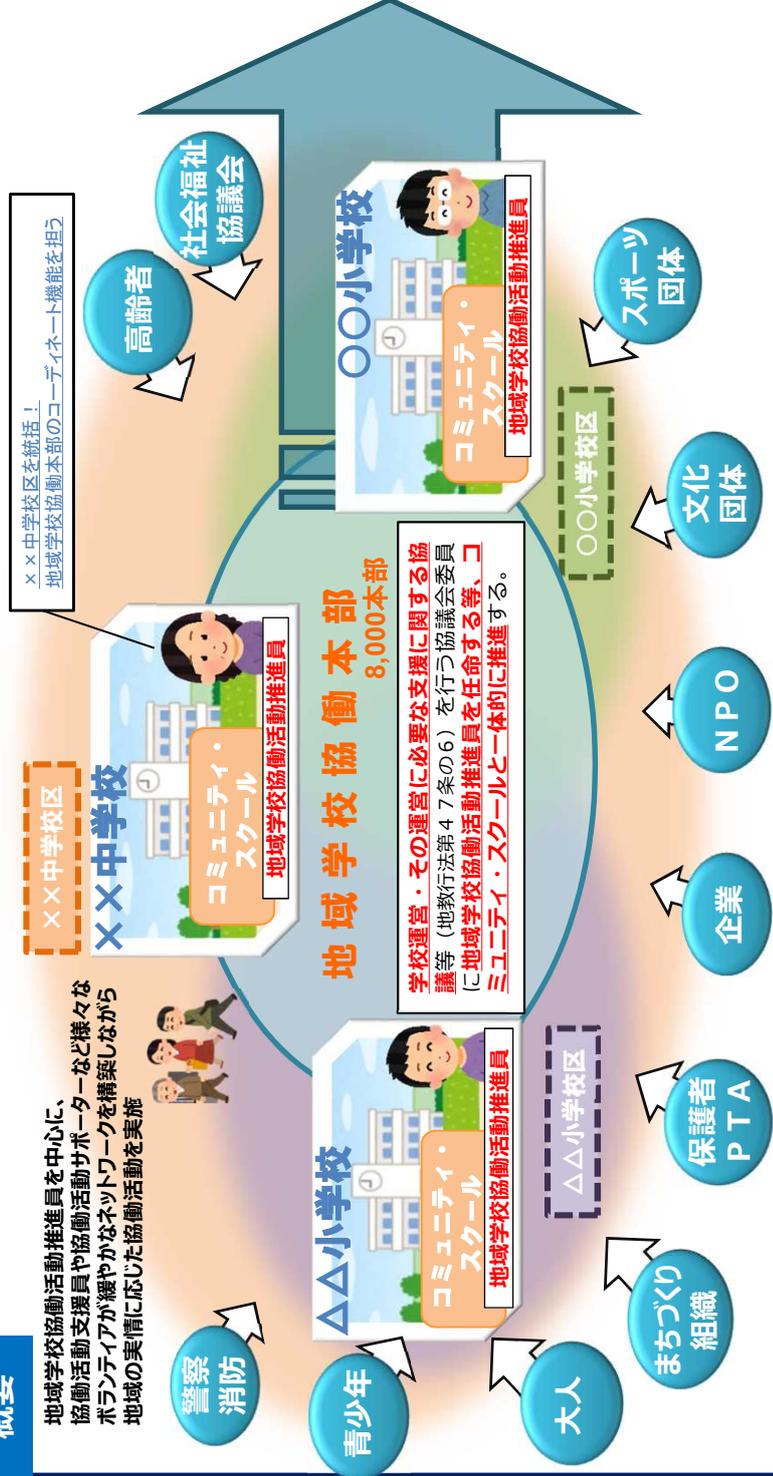
「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

補助要件

- 学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化**
- ① 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
 - ② 地域における学習支援・体験活動

概要

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

【重点的に補助を行う地域学校協働活動】

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
① 登下校に関する対応
② 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
③ 児童生徒の休み時間における対応
④ 校内清掃
⑤ 部活動
- 地域における学習支援・体験活動 (放課後等における学習支援活動等)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		-
(1)	⑤具体的な取組 (内容)		<p>⑤ 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯等の子供への学習支援や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進する。 幼児教育の無償化に向けた段階的取組、低所得世帯の高校生等への給付金制度の実施、大学等の授業料減免や無利子奨学金を始めとする大学等奨学金事業の充実等により、教育費に係る経済的負担の軽減を図る。 ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行う。
(2)	主な施策の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> ・貧困等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置を推進している。 ・学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校等におけるスクールソーシャルワーカーの配置を推進している。 ・地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画による、学習支援を含む地域学校協働活動を推進している。 ・平成26年度から低所得世帯を中心として段階的に幼児教育の無償化を実施し、令和元年10月からは、3～5歳までの子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化している。 ・低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金事業を実施しており、給付額の増額など制度の拡充を図っている。 ・真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。
(3)	取組結果に対する評価		<ul style="list-style-type: none"> ・平成31(2019)年度までに、原則としてSCを全公立小中学校へ配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全公立小中学校への配置に必要な経費を計上した。 ・平成31(2019)年度までに、原則としてSSWを全中学校区に配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全中学校区に配置するために必要な予算を計上した。 ・地域学校協働活動を推進するための地域学校協働本部は年々増加しており、令和元年度予算上、7,000本部整備(平成30年11月現在 6,190本部)している。 ・幼児教育の無償化については、第4次男女共同参画基本計画の記載以上の取組である。 ・家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、高校生等奨学給付金事業を実施することで、低所得世帯の教育費負担の軽減を図っており、もって教育の機会均等に寄与している。 ・高等教育の修学支援新制度については制度の円滑な実施に向けて具体的な準備を進めていく。

(4)	今後の方向性、検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。 ・2022年度までに、全小中学校区において地域学校協働活動が行われることを目指す。 ・幼児教育の無償化を円滑に実施する。 ・引き続き高校生等奨学給付金事業を着実に実施し、低所得世帯の教育費負担の軽減に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	<p><SCによる対応実績のある学校数> (H30速報値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校: 23,164校 ・高等学校: 2,398校 <p>(出典)文部科学省調べ</p> <p><SSWによる対応実績のある学校数> (H30速報値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校: 15,477校 ・高等学校: 1,357校 <p>(出典)文部科学省調べ</p> <p><高等学校等進学率></p> <p>男: 98.3%(H26) → 98.8%(H30)</p> <p>女: 99.0%(H26) → 99.2%(H30)</p> <p>(出典)文部科学省「学校基本調査」を基に算出</p> <p><生活保護受給世帯の高等学校等進学率></p> <p>91.1%(H26) → 93.7%(H30)</p> <p>(出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)</p>